JNG310S03-06

JNLA 電気分野における技術情報

（第 6 版）

2026 年 4 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
適合性評価推進センター認定センター

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

目次

1. 適用範囲 3

2. JIS に関する補足情報の取扱い 3

3. 個別 JIS の補足情報 3

附則 5

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

電気分野における技術情報

1. 適用範囲

JNLA における電気分野において、技術情報等の審査における留意点が必要な場合に適用する。

2. JIS に関する補足情報の取扱い

電気分野における個別 JIS に関する補足情報として、ここに記載する情報を参考とし、JNLA 審査を行うこと。ただし、個別 JIS が改正されるか又は追補が発行され、本情報が JIS に反映された際には、本情報は廃止するものとする。

3. 個別 JIS の補足情報

①測光関連規格について

測光関連規格については、以下に示す規格について補足情報を記載する。

- JIS C 7550
- JIS C 7801
- JIS C 8105-5
- JIS C 8152-2
- JIS Z 8724
- JIS Z 8725

(1)JIS C 7550 について

JIS C 7550 5.のリスク評価試験項目と 6.の試験方法は、いずれか一方のみの申請は認められず、必ず同時に申請すること。

(2)JIS C 7801 について

a) JIS C 7801 5.2 a)で規定する「試験場所の温度」とは、積分球を用いて測定する場合には、積分球内の周囲温度のことを指す。

b) JIS C 7801 7.1 に記載している「全光束が値付けされた標準光源」には「分光全放射束標準電球」を含むものとする。ただし、この電球を含め、すべての標準光源は「IAJapan 計量トレーサビリティに関する方針（URP23）」の 6.3 項を満足するものでなければならない。（＊注１）

(3)JIS C 8105-5 について

色補正係数を算出する際に必要な V(λ)受光器の相対分光応答度を値付けする際は、「IAJapan 計量トレーサビリティに関する方針（URP23）」に従い、原則、ILAC MRA 署名認定機関の認定を受けた校正事業者が認定の範囲内で発行する校正証明書を入手する必要がある。

ただし、試験装置の構造上、受光器の取り外しが困難な場合、あるいは、受光器を取り

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

外すことにより試験装置に何らかの悪影響を及ぼす恐れのある場合には、V(λ)受光器の相対分光応答度は試験装置の供給者から提供される検証データや試験事業者自身による検証データを採用してもよいこととする。この場合、以下の事項を満足していることが条件となる。

・「IAJapan 技能試験及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針（URP33）」に従い、適切な技能試験又は試験所間比較に参加し、良好な結果を得ていること。

・次に例示するような内部精度管理を定期的に行うことにより、V(λ)受光器の長期安定性を検証し、問題無いことを確認していること。

（例１）試験対象光源と同等の光源を複数個用意し、光度又は全光束の値を定期的に測定し、ドリフト等がないかどうか検証する。
なお、これらの光源は、十分な枯化点灯と、点灯再現性、点灯時間に対する経時変化特性等の評価をあらかじめ行う事。
また、これらの光源の相対分光分布は、試験対象光源と近い事が望ましい。

（例２）配光測定装置と積分球の両方で同一の光源を測定し、それらの値が双方の測定の不確かさの範囲で一致していることを確認する。
なお、この測定に用いる光源は試験対象光源の相対分光分布と近い光源であることが望ましい。

(4)JIS C 8152-2 について

直管 LED ランプの測光は本規格を適用すること。

(5)JIS Z 8724 について

JIS Z 8724 5.2.2 で規定する標準光源は「IAJapan 計量トレーサビリティに関する方針（URP23）」の 6.3 項を満足するものでなければならない。（＊注１）

(6)JIS Z 8725 について

JIS Z 8725 4.2 で規定する標準光源は「IAJapan 計量トレーサビリティに関する方針（URP23）」の 6.3 項を満足するものでなければならない。（＊注１）

（＊注１）

ここで規定している「分光全放射束標準電球」は現在、NIST 及び NMIJ により供給されている。NIST 及び NMJ は CIPM MRA に署名はしているが 現在のところ、この測定対象量での CMC 登録はされておらず 「CIPM MRA の範囲内」には該当しない。しかし、NIST－NMIJ 間で試験所間比較を行い、その結果が良好であったことから、この両研究所から供給される「分光全放射束標準電球」は IAJapan 計量トレーサビリティに関する方針（URP23）の 6.3 項を満足するものである。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

附則

この規程は、2013 年 12 月 6 日から施行する。

この規程は、2014 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、2015 年 3 月 5 日から施行する。

この規程は、2015 年 9 月 4 日から施行する。

この規程は、2025 年 1 月 16 日から施行する。

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

改正のポイント

＜主な改正内容＞
・組織改編に伴う名称の変更等

なお、本文中、主な改正箇所には下線を引いてあります。

以上

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。